

手話言語法ニュース

2019年4月24日 NO.61

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦

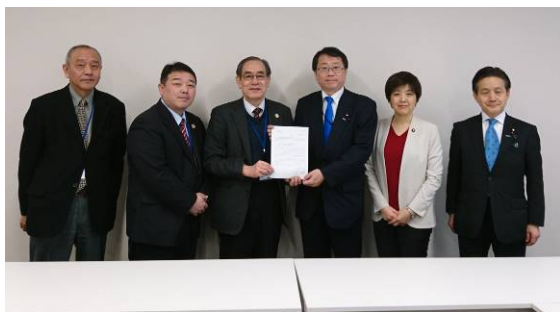
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司・中西久美子

手話言語法早期制定を各政党へ要望

手話言語法制定推進運動本部は、手話言語法の早期制定を求め、2019年3月1日に立憲民主党、国民民主党、4日に日本共産党、7日に公明党へそれぞれ政策提言に盛り込んでいただくよう要望書を提出しました。

要望の際、現在のろう学校には手話言語のできる教師が少ないこと、教師が手話言語を学ぶ時間もない現状であること、視覚障害の児童と教師の間には音声でコミュニケーションを取れることに対して、ろうの児童は音声ではなく手話でのコミュニケーション方法になるため、コミュニケーションの壁があり、それらを変えるために手話言語法が必要であることを述べました。

2019年3月1日（金）
立憲民主党



左から同本部委員の川根、倉野、小中、立憲民主党の山花郁夫議員、尾辻かな子議員、長谷川かいら議員

国民民主党



左から同本部委員の川根、倉野、小中、国民民主党の小熊慎可議員、西岡秀子議員、小宮山泰子議員、泉健太議員

3月4日（月）
日本共産党



左から同本部委員の山田、石川、連盟理事の嶋本、服部、日本共産党の高橋千鶴子議員、倉林明子議員

3月7日（木）
公明党



左から同本部委員の石橋、久松、公明党の山本博司議員

今回、各政党に提出した要望書は連盟ホームページに掲載しています。

<https://www.jfd.or.jp/2019/03/04/pid18847>

「手話でGO!ピンバッジ」発売中です!

当連盟では、「手話は言語」「手話を使う・使ってもらおう・手話でコミュニケーションできる社会に」をコンセプトの基、バッジを作成し販売しています。



手話言語条例制定活動、要望活動などに、お役立て下さい。

（お買い求めの際は、お住まいの都道府県協会にお問合せ下さい）

定価：500円

各地で手話言語条例学習会 開催

福岡県

2019年2月16日福岡県のクローバープラザ3階で「福岡県手話言語条例制定化を目指す学習会」を開催し、県内の聴覚障害者46名、手話関係者58名、行政1名の計105名が集いました。

講師は同本部委員で連盟副理事長の長谷川が務め、「手話言語条例制定化の取り組み～手話言語への理解を深め、手話言語条例をつくるために～」をテーマに講演しました。

長谷川は、「各県での手話言語条例では、聞こえない乳幼児や児童の手話言語獲得や習得の環境整備、小・中・高校等の教育の場や企業、市民への手話言語の普及・啓発、役所や議会に手話通訳者を設置するなどの整備がすすめられています。



長谷川

ただ単に条例を成立させるのではなく、条例の内容をきちんと作っていくためにも行政と協会のつながり重要です」述べました。

また、0歳から3歳までの聞こえない乳幼児が手話を獲得し、手話で育つ環境を保障することや、聞こえない子を持つ聞こえる親への支援も重要なポイントであると述べました。

その後、「私たちの暮らしと手話言語」をテーマに福岡県聴覚障害者協会の大澤五恵理事長、吉野幸代理事、全通研福岡支部の杉野有美子会長、講演に引き続き長谷川が登壇し、トークショーを行いました。

大澤理事長からは、札幌市の条例を参考に県条例の検討を進めている状況について、杉野会長は自身の地域での体験談を交え、聞こえない子どもが育っていく環境、聞こえる親が手話を知らず相談できる場がないことについて、吉野理事からはカリキュラムに手話を取り入れ、子供たちが手話言語を身につけること、若い人を育てていくことが重要であるとの話がありました。



トークショーの様子

長谷川は、最後に条例を制定し、手話を広げて共生できる社会へ変えていこうと呼びかけ、終了しました。

鹿児島

2019年2月17日鹿児島県のハートピアかごしまで「手話言語条例制定に向けての学習会」が鹿児島県聴覚障害者協会の主催で開催されました。

当日は、県内の聴覚障害者35名、手話関係者43名、県議員2名、市議員4名の計84名が集い、同本部委員で連盟理事の石橋が講師を務め、「手話言語法と障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法の違い」をテーマに講演しました。



石橋

鹿児島協会は「手話言語法、情報コミュニケーション保障法の違い、手話言語法制定運動の歴史、今年で制定6年目を迎える鳥取県内の状況が分かった。

また、議員の方から条例の内容、制定までの取り組み方法などの多数の質問や意見がだされ、大変有意義な学習会になった。



質疑応答の様子

この学習会で、県、市議会議員、関係者の皆様と条例を一緒に作っていくことを共有できたと感じた」と述べました。



会場の様子

大分県

2019年2月23日に大分市、24日に佐伯市でそれぞれ手話言語条例の学習会が開催されました。

講師は、副理事長の長谷川が務め、「手話言語条例制定化の取組について」のテーマで講演しました。

長谷川は、手話言語への理解を広め、条例を作るための取組や、条例制定後にどのような展開をしていくかなどを述べました。

おおいし 大分市

当日は、ろう者48名、手話関係者51名、県行政2名の計101名が大分県聴覚障害者センターに集いました。

参加者からは、「手話言語への理解を深め、条例を作るための取組等を聞いて参考になった」などの感想がありました。



大分市会場

佐伯市

当日は、ろう者、サークル会員、同市議会議員、同市役所障害福祉課の職員の31名が渡町台地区公民館に集いました。参加者からは「「手話」は生きる力であり、「命」で



佐伯市会場

あること、先輩方が大切に守ってくれた「手話」を私たちが引継ぎ条例制定に向けて頑張りたい」との感想がありました。